

規 約

山口障害者陸上競技クラブ S t e p

Step Track&Field Yamaguchi

山口障害者陸上競技クラブ S t e p 規約

第1章 名 称

第1条 (名称)

本会は、山口障害者陸上競技クラブ S t e p (英表記: Step Track&Field Yamaguchi) (以下S t e p) と称する。

第2章 目 的

第2条 (目的)

S t e p は、陸上競技を通じ、自己管理能力を高め、自己の目標に挑戦することで、障害者の心身の健全な発達に寄与することを目的とし、地域における陸上競技の普及・振興を図る。

第3章 事 業

第3条 (事業)

S t e p は、第2条の目的を達成するために、次号の各号に掲げる事業を行う。

- 1 障害者の陸上競技の普及・指導に関すること。
- 2 障害者の陸上競技技術の向上および指導者養成に関すること。
- 3 その他、S t e p の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4章 会員および登録

第4条 (会員)

S t e p は、S t e p の目的に賛同し、S t e p 役員の承認を得た身体障害者手帳または、療育手帳 (取得の対象に準ずる障害のある者を含む)、精神障害者保健福祉手帳 (取得の対象に準ずる障害のある者を含む) を所持する障害者、またその他の障害者を会員とする。ただし、役員は障害者でなくても会員になれるとする。

第5条 (登録手続き)

S t e p へ登録しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により手続きをしなければならない。

- 1 氏名および住所。
- 2 障害者手帳等に記載された障害名・障害等級。
- 3 その他、必要とされる書類等。

第6条（登録の内容）

- 1 S t e p への登録は、年度ごとに行うものとする。
- 2 毎年4月1日から翌年3月31日までを一登録年度とする。
- 3 一登録年度において、第5条の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、S t e p へその旨届け出なければならない。
- 4 S t e p への登録は、事務局が指定した傷害保険に加入しなければならない。

第7条（費用）

- 1 登録については、年会費1名6,000円と傷害保険料とする。
- 2 その他、必要とされる経費。
- 3 既に納められた登録に関する費用は、返還しない。

第5章 義 務

第8条（義務）

- 1 登録者は、S t e p 規約に従わねばならない。
- 2 登録者は、毎年3月末日までに、すべての登録手続きを完了し、尚かつ登録費用をS t e p へ納めなければならない。ただし中途登録者は、その限りではない。
- 3 登録者は、毎年3月末日までに、次年度傷害保険料をS t e p へ納めねばならない。ただし中途加入者は、その限りではない。
- 4 登録者は、選手会（登録選手本人）、保護者会（登録選手の家族、またはその対象に準ずる者を含む）のいずれか、または両方に参加しなければならない。
- 5 登録者は、S t e p、また関わる全ての者に対して非難、中傷、人格を傷つける行為等を行ってはならない。このような行為があった場合、役員会に諮り退会を宣告された場合、従わなければならない。なお、その場合でも既に納められた登録に関する費用は、返還しない。

第6章 役 員

第9条（役員）

- 1 S t e p に次の役員を置く。

代 表	1 名
副代表	1 名
監 督	1 名
理 事	若干名

- 2 S t e p の役員は、兼務することができる。
- 3 役員名簿を作成し、別に定める。

第10条（選出と職務）

役員を選出と職務を次のとおりとする。

- 1 代表は、役員会で選考し推挙する。
代表は、S t e p を代表し会務を執行する。
代表が欠けたときは、予め代表の定める順序に従ってその職務を代行する。
- 2 副代表は、第2条の目的および、第3条の事業が円滑に行われるよう支援する。
- 3 理事は、代表を補佐し代表が欠けたときは、その職務を代行する。

第11条（役員任期）

役員任期は、2年とし再任は妨げない。

第7章 会 議

第12条（会議）

S t e p に、役員会を置く。

第13条（会議の性格と機能）

前条の会議は、次のとおりの性格と機能を持って会務を処理する。

役員会は、代表が議長となり、次の事項を審議、議決する。

<性格と機能>

- 1 代表・副代表・理事の選出を行う。
- 2 決算および予算を審議決定する。
- 3 事業報告と事業計画の審議承認する。
- 4 登録費の決定をする。
- 5 S t e p 規約並びに諸規定の制定および改廃を定める。
- 6 登録、及び退会者の承認。
- 7 その他、重要事項の審議決定をする。

<招集と開会>

- 1 役員会は、毎年1回開会する。
- 2 代表が必要と認めたとき、または役員過半数から会議の目的を示し請求があったとき、代表はこれを招集する。開会は、総数の過半数（委任を含む）以上の出席を得なければ開会できない。

第14条（議決の採決）

前条の役員会における議案の採決は、全会一致をもって議決し、議長がこれを決定する。

第15条（会議の議事録）

会議の議事録は、1名の記載者で作成し、出席者の代表1名が閲覧署名捺印してこれを保存する。

第8章 会 計

第16条（経理）

S t e pの経費は、下記のものによって支弁する。

- 1 登録者の登録料および賛助会員登録料。
- 2 補助金および寄付金。
- 3 その他の収入。

第17条（予算）

S t e pの運営に伴う全ての収支予算および決算は、役員会にて決定しなければならない。

第18条（会計）

S t e pの運営に関する経費は、別に支払規定を以って処理するものとする。

第19条（会計年度）

S t e pの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 監 事

第20条（監事）

S t e pに監事を置く。

監事（選手会代表）	1名
監事（保護者会代表）	1名

第21条（選出と職務）

監事の選出と職務を次のとおりとする。

- 1 監事は、選手会、保護者会それぞれに諮って選出し推挙する。
- 2 監事は、S t e pの事業および財務会計を監査する。

第22条（監事の任期）

- 1 監事の任期は、1年とし再任は妨げない。
- 2 監事は、退会、またその他の理由で監事の職を解かないといけない場合、直ちに後任者を選出しなければならない。補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第10章 事務局

第23条（設置）

Stepは、会務執行のため事務局を設置し、代表のもとに運営する。

第24条（場所）

Stepは、事務局を防府市鋳物師町5-15 サントノーレ防府1006に置く。

第11章 運営スタッフ会

第25条（設置）

Stepは、運営スタッフ会を設置し、監督のもとに運営する。

第26条（スタッフ）

- 1 Stepに次の運営スタッフを置く。

監督	1名
コーチ	若干名
広報	若干名
- 2 スタッフ名簿を作成し、別に定める。

第12章 賛助会

第27条（賛助会員）

Stepは、第2条の目的に賛同し、Stepに対して支援していただける賛助会員（ステップサポーターズクラブ）を置く。

- 1 Stepへの登録は、年度ごとに行うものとする。
- 2 毎年4月1日から翌年3月31日までを一登録年度とする。
- 3 賛助会員規定は別に定める。

第28条（賛助会員の費用）

- 1 団体 1口 3,000円

2 個人 1口 1,000円

3 これとは別に目的に応じて費用を定めることがある。

第13章 情報

第29条（個人情報の保護）

S t e pの入会に際して得た個人情報は、S t e pの活動目的以外に使用してはならない。

第14章 附 則

第30条（規約改廃）

本規約の改廃は、役員会において立案し、これを4分の3以上賛成を得て改廃するものとする。

第31条（施行）

本規約は、平成17年8月1日より施行する。

本規約は、平成19年4月1日より改正する。

本規約は、平成24年4月1日より改正する。

本規約は、平成27年4月1日より改正する。

本規約は、平成28年4月1日より改正する。

本規約は、平成28年11月1日より改正する。